

外国旅行の旅費に関する規則

平成27年 3月30日規則第58号

職員の旅費に関する条例（平成27年条例第34号）第20条第3項の規定による本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行の旅費の額、支給条件及び支給方法については、大阪市の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。